

回答書

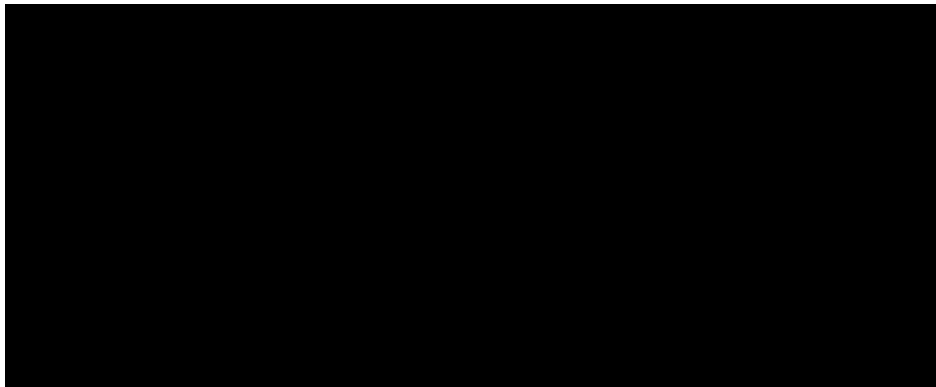
前略 当職は、株式会社SAMURAI（以下、「SAMURAI」といいます）の依頼を受けて、貴協会の2022年10月6日付け差止請求（以下、「本件請求」といいます）に対して、以下のとおりご回答します。SAMURAIは、本件請求に応じる意向です。

本件請求に応じるにあたっては、新たに特定商取引法18条に基づく書面の交付その他の事務体制を構築する必要があり、ご指定の1週間以内では実務的に困難があります。これらの対応のための検討時間等について、訴訟によることなく、代理人を通じて貴協会と協議することを希望しています。協議の日時、場所・方法（ご指定の場所での面談またはWeb会議による面談／代理人への委任・同席等）にかかる貴協会のご意向をご連絡いただきたく、お願い申し上げます。

本件請求への対応については当職が受任しましたので、以後、本件請求に関しては当職宛にご連絡ください。

早々

2022年10月12日



〒103-0012

東京都中央区日本橋堀留町2-3-5 グランドメゾン日本橋堀留101

公益社団法人全国消費生活相談員協会

会長 金子 晃 殿

複写



郵便認証司

4.10.12

この郵便物は令和4年10月12日
第13367962705号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番：G00272408000100001号

1/1 頁

東京

4.10.12

18-24

=書留=



〒103-0012
東京都中央区日本橋堀留町2-3-5
グランドメゾン日本橋堀留101

公益社団法人全国消費生活相談員協会
会長 金子 晃殿



133-67-96270-5

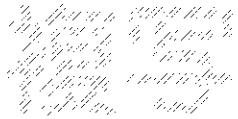
複写

〒105-0001
東京都港区虎ノ門1-2-20
第3虎の門電気ビルディング3階

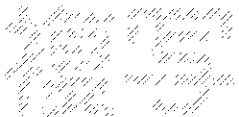
霞ヶ関法律事務所 弁護士 石村信雄



複写



複写



受付通番：G00272408000100001 号